

令和8(2026)年度 大学の世界展開力強化事業 審査要項

令和8(2026)年 7月 17日
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会

令和8年度大学の世界展開力強化事業における「タイプ①:キャンパス・アジアプラスプログラム(CAプラスプログラム)」と「タイプ②:キャンパス・アジアプログラム(CAプログラム)」の審査は、この審査要項に基づき行う。

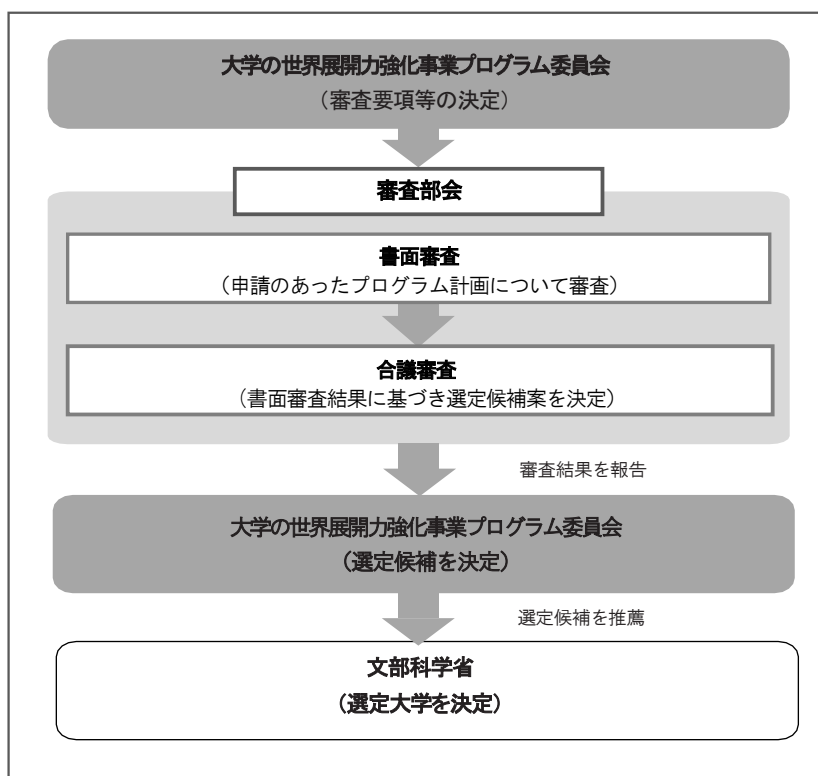
1. 審査の基本方針

本事業については、従来の新規事業の選定とは異なり、キャンパス・アジアの取組を切れ目なく継続的に支援することが目的である。そのため、審査にあたっては、従来の大学の展開力強化事業とは異なり、今年度の計画が第3モードの成果及び課題を踏まえた発展的な計画となっているかを「確認」するための「確認的審査」として実施する。

確認的審査にあたっては、審査部会において書面確認の上、合議にて選定候補案を作成し、プログラム委員会に報告する。プログラム委員会は当該報告を踏まえ選定候補を決定の上、文部科学省に報告する。

2. 審査の実施体制

大学の世界展開力強化事業プログラム委員会(以下「委員会」という。)の下に、委員会委員及び有識者で構成する審査部会(以下「部会」という。)を設置し、審査を行う。



3. 審査の手順

審査は、申請のあったプログラム計画について、部会において(1)書面審査、(2)合議審査(選定候補案の決定)の順に行う。

委員会は、部会からの審査結果を受け、合議により選定候補を決定した上で、文部科学省に推薦する。

審査結果は、文部科学省が選定大学を決定した後、プログラム計画を申請した各大学に通知する。

(1) 書面審査

書面審査は、次の審査項目ごとに評価した上で、評定及び所見を付す。

○ 審査項目(審査項目数:3)

◇ 審査項目① 交流プログラムの目的・概要等

国際交流プログラムの目的及び概要等

- ・ アウトプットだけでなく、アウトカムに関する、具体的で国民にとって分かりやすい目的・目標が設定されているか。
- ・ プログラムの実施により大学の国際化がどのように変化・成長するのかをできるだけ具体的に記載されているか。
- ・ 各大学の中長期的なビジョンのもと、我が国と連携相手国の大学間において、日本人学生の海外留学及び外国人学生の受入の双方向の交流を促進するプログラムとなっているか。

養成する人材像

- ・ 養成する人材像について、大学の強み・特色を活かし、各取組の内容との整合性にも留意しつつ具体的かつ明確に設定されているか。

プログラムの計画内容

- ・ 質の保証を伴った大学間交流の枠組みの形成及び拡大に向けた具体的な取組が設定されているか。
- ・ プログラムを実施する学部等のみならず、全学的な協力体制の下でプログラムが構築されているか。
- ・ 資金計画が、事業期間(令和8年度末まで)に照らして経費や規模の面で合理的であるか。
- ・ 原則、下記のCAプラス及びCAの基本的枠組みを踏まえたプログラムとなっているか。

※CAプラス及びCAの基本的枠組み

- ①参加国及び大学(※1):CAプラス…日本、中国及び韓国その他、ASEANの大学。
CA…日本、中国及び韓国の大学
- ②レベル:学部レベル、大学院レベル
- ③交流プログラムの概要:分野は問わない。大学院レベルではジョイント・ディグリーやダブル・ディグリーを実施する交流が推奨される。
- ④交流期間:3か月以上の交流が推奨される。
- ⑤学生規模(※1):相互利益の原則に基づき、参加国間で学生の派遣数と受入数のバランスをとり学生交流を行う。

- ⑥学 生 支 援(※2):交流に関しては授業料の相互免除を原則行う他、以下の支援を行うことが推奨される。なお、奨学金については、1プログラムにつき年間10人の参加学生に対し、支援を行うことが推奨される。
- (受入国の負担)滞在費(宿舍費)
- (派遣国の負担)奨学金、学生の渡航費
- ⑦質 保 証:日中韓三か国の質保証機関による質保証に関する取組を実施する。
「日中韓の質の保証を伴った大学間交流に関するガイドライン(※3)」を参照する。

(※1)本事業においては、中国の大学の参加は任意とするとともに、中国の大学との学生交流の派遣数と受入数のバランスについても任意とする。

(※2)CA プラスにおける ASEAN の大学との学生支援については、各大学の財政状況を考慮し、コンソーシアム独自の覚書等の締結により、上記相互負担の例外が認められる。

(※3)日中韓の質の保証を伴った大学間交流に関するガイドライン

https://warp.ndl.go.jp/web/20241103051005/www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1303468.htm

◇ 審査項目② これまでの第3モードにおける成果及び課題を踏まえ、令和8年度において発展・改善した主な取組内容

これまでの第3モードにおける成果及び課題を踏まえ、令和8年度における交流プログラムを計画するにあたり、発展・改善した主な取組内容のうち、特に、以下に掲げる観点が具体的に記載されているか。

- ・ 質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施にあたり、質及び量の両面において、コンソーシアム内の交流の一層の活性化を図るための取組。
- ・ 大学全体の国際通用性の一層の向上を図るため、特定の部局等や教職員にとどまらず、全学的な協力・責任の下でプログラムを実施する取組。
- ・ 第4モードの取組につながるような継続性のある取組。
- ・ シンポジウムの開催や他大学へのプログラムの共有、対象国・地域の他の大学との新たな連携など、プログラムを横展開・波及させるための取組。

◇ 審査項目③ 必須指標の設定

以下の必須指標について、適切な目標が設定されているか。

- i プログラムにおける日本人学生の派遣数(派遣国、実渡航・オンライン・ハイブリッドなど別に記載)
- ii プログラムにおける外国人学生の受入数(出身国、実渡航・オンライン・ハイブリッドなど別に記載)
- iii プログラムにおいて設定した外国語力基準(外国語科目の成績や、外部検定試験のスコアなど)を達成する日本人学生数
- iv プログラムにおける外国語による授業で日本人学生が取得した単位数(一人あたり平均)
- v プログラムにおける留学により日本人学生が取得した単位数(一人あたり平均)

- vi 大学全体における実渡航による日本人学生の派遣数
 - vii 大学全体における実渡航による外国人学生の受入数

○ 評定

審査項目ごとに、○(適格)、×(不適格)のいずれかを付す。また、計画調書の内容に応じ、場合によって書面の追加質問を行う。

○ 所見

付した評定の判断根拠や理由を所見として記す。
このほか、書面審査の進め方の詳細は部会において定める。

(2) 合議審査(選定候補案の決定)

書面審査の結果に基づき、合議により優先順位を付した選定候補案を決定した上で、委員会に報告する。

4. 情報の開示・公表

(1) 審議内容の取扱い

委員会の会議、会議資料及び議事概要は、原則として公開とする。ただし、次に掲げる場合であって、委員会が非公開とすることを決定した場合はこの限りではない。

- ・審査(人選を含む。)に関する調査審議の場合
- ・その他、委員長が公開とすることが適当でないと判断した場合

なお、専ら審査に関する調査審議を行う部会の会議、会議資料及び議事概要は、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

(2) 審査結果及びプログラム計画の公表

審査結果と、委員会からの推薦に基づき文部科学省が選定したプログラム計画は、独立行政法人日本学術振興会のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に情報提供する。

(3) 委員氏名の公表

委員会委員の氏名は委員会の開催に際して、部会委員の氏名は審査結果等と併せて公表する。

5. 委員の遵守事項

(1) 利害関係者の排除

委員会委員及び部会委員(以下「委員」という。)は、中立・公正な審査のため、次に示す利害関係にあるプログラム計画等に関する審査は行わず、当該計画等に関する個別審議にも加わらない。

○ 利害関係の例

- ・申請のあったプログラム計画に関与している場合
- ・申請のあった大学に役員として在職(予定含む。)あるいは専任または兼任として在職(予定含む。)している場合
- ・その他、中立・公正な審査が困難と判断される場合[※この場合、申し出に基づき委員長(部会においては部会長)が利害関係者に該当するか否かを判断する。]

(2) 秘密保持

審査の過程で知り得た個人情報や審査内容に関する情報は外部に漏らさないほか、委員として取得した情報(審査関係資料含む。)は他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。